振動測定及び測定器について

1．「JISB7762」による振動測定

「JISB7762」には、単軸（直交３軸のうちZ軸又は優先軸（３軸のうち最大の振動値を示す軸）をいいます。）での測定を規定している箇所がありますが、３軸同時測定を行い、振動合成値を求めます。

（１）３軸同時測定が困難な場合、同一測定条件で３軸を順次測定して得た値から振動合成値を求めることも可能です。

（２）ISO8662等に基づいて単軸測定した測定データが既にある振動工具については、当該単軸値に1.7を乗ずる換算により周波数補正振動加速度実効値の３軸合成値の相当値を求めることも可能です。（当該値を取扱説明書、ホームページ等で公開する場合は、単軸値に1.7を乗じた値であることを明記してください。）

2．「ISO22867」による振動測定

エンジンチェーンソー及びブッシュクリーナーについては、ISO22867：2004により振動測定を行います。

○「チェーンソーの規格」による振動測定について

排気量40㎤以上のエンジンチェーンソーについては、チェーンソーの規格（昭和52年労働省告示第85号）により振動測定の方法が示されていますが、排気量40㎤未満のチェーンソーを含めて当該方法による振動加速度の最大値を求めるために行った周波数分析の測定データ等から換算し「周波数補正振動加速度実効値の３軸合成値」の相当値を求めることも可能です。（当該値を取扱説明書、ホームページ等で公開する場合は、チェーンソーの規格による測定データの換算値であることなどを明記します。）

チェーンソーの規格による振動加速度の最大値を求めるために行った周波数分析の測定データ等からの換算については、「「チェーンソーの規格」による振動加速度から振動合成値への換算について」を参照してください。

3．「JISB7761-2」による振動測定

「JISB7761-2」による測定方法の場合、「JISB7761-2：2004」（手腕振動系－第２部：作業場における実務的測定方法）に従い振動測定を行います。

なお、当該値を取扱説明書、ホームページ等で公開する場合は、「JISB7761-2：2004」の「９．報告すべき情報」に規定する項目を明記します。）

4．測定器

振動測定に用いる測定器は、「JISB7761-1：2004」、「JISB7761-3：2007」（ISO8041：2005、ISO5349-1：2001）の要求事項を満たす必要があります。

なお、１／３オクターブ分析が行える測定器で３軸同時に、又は順次測定し、JISB7761-3：2007に規定する周波数補正を行って、周波数補正振動加速度実効値を得ることも可能です。